鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業補助金交付要綱

平成２１年４月１日

訓令第８号

（趣旨）

第１条　町長は、木造住宅の普及促進と品質の安定した鏡野町産乾燥材及び岡山県産乾燥材の積極的な使用を推進し、鏡野町産材及び岡山県産材の需要拡大と町内定住人口の拡大、促進を目的として、個人住宅を町内において建設する者に対し、毎年度予算の範囲内において、鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、その交付については、鏡野町補助金等交付規則（平成１７年鏡野町規則第４７号）の定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第２条　この訓令において「県産材」とは、岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和３２年岡山県条例第２１号）第３条第１項の登録を受けている製材業者が２５パーセント以下の含水率に至るまで乾燥させた国産材製材品（皮剥等の加工丸太及び製材したラミナを活用した集成材・CLTを含む。）をいう。

２　この訓令において「町産材」とは、県産材のうち、合法な手続を経て町内で伐採したことが証明された木材をいう。

３　この訓令において「主要構造部材」とは土台、大引、根太、柱、間柱、筋交、、桁、束、母屋及び棟木をいう。

４　この訓令において「非構造部材」とは内装材、下地材、造作材をいう。

５　この訓令において「子育て世帯」とは、申請日時点において満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者を養育する世帯又は婚姻後１０年以内の世帯をいう。

６　この訓令において「構造見学会」とは、棟上げ後に主要構造部材が目視できる状態で、見学希望者に対し見学させることをいう。

（補助金の交付対象者）

第３条　この補助金の交付の対象となる者は、自ら居住するために町内に一戸建て木造住宅を新築又は増築する建築主及びその住宅を建築する施工業者（大工、工務店等をいう。）とする。

（補助事業の名称及び要件）

第４条　補助事業の名称及び要件は、次のとおりとする。

（１）　ぬくもりの木で家づくり事業

ア　交付対象者は、建築主とする。ただし、町外に住所を有する場合は、住宅の新築後速やかに鏡野町に住民登録をする者とする。

イ　町内において、建築主が居住するために建築される新築の一戸建て木造住宅（台所、便所、浴室があり、独立した生活を営むことができる住宅（ただし、増築の場合は新築部分に台所、便所、浴室があり、独立した生活を営むことができること。建売住宅を含む。））であって、主要構造部材又は非構造部材に県産材を８m３以上使用するものであること。

ウ　建築主と施工業者で請負契約を締結した住宅（建売住宅の場合は、購入者と売買契約を締結した住宅）であること。

エ　補助金の交付申請の年度末までに事業が完了し、実績確認が可能な住宅であること。

オ　町が実施する町産材の利用促進のための普及啓発に協力できること。

（２）　町産材利用推進事業

ア　交付対象者は、施工業者とする。

イ　前号アからオまでの要件を満たす住宅を建築し、主要構造部材又は非構造部材に町産材を８m３以上使用すること。

ウ　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定により建築工事業若しくは大工工事業の許可を受けている者、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の規定により建築士事務所の登録を受けている者又は宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第３条第１項の規定により宅地建物取引業の免許を受けている者であること。

（補助金額等）

第５条　補助金の額は、別表のとおりとし、補助金の交付戸数及び金額は、予算の範囲内とする。

（ぬくもりの木で家づくり事業補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、棟上げの２０日前までに鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業補助金交付申請書（様式第１号）（以下「ぬくもりの木で家づくり事業申請書」という。）に、関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

２　ぬくもりの木で家づくり事業申請書には、次の各号に掲げる書類を添付する。

（１）　工事請負契約書の写し（印紙税で定められた額の印紙が貼付されていること）

（２）　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項第２号及び第４号に掲げる建築物については確認済証の写し、その他の建築物については同法第１５条第１項の建築工事届の写し

（３）　住宅の平面図

（４）　住宅の位置図（縮尺：２万５千分の１程度）

（５）　現住所における申請者世帯の世帯主、続柄が記載された住民票

（６）　子育て世代の追加助成を受ける場合には、戸籍謄本等。ただし、住民票で養育されている者が確認できる場合は不要とする。

（７）　その他町長が必要と認める書類

３　前２項の規定にかかわらず、棟上げの２０日前までに建売住宅の売買契約が成立していないときは、販売する者において鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業実施計画書（様式第２号）（以下「計画書」という。）に前項第２号から第４号の書類を添付し、町長に提出できるものとする。

４　前項の計画書を提出したときは、売買契約の成立後速やかに、売買契約書の写しを添付し購入者が交付申請を行うものとする。

（ぬくもりの木で家づくり事業補助金の交付決定等及び通知）

第７条　町長は、前条第１項又は第４項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、速やかに鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業補助金交付決定通知書（様式第３号）（以下「交付決定通知」という。）により、当該申請者へ通知する。

２　町長は、前条第３項の計画書の提出があったときは、鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業補助金交付予定通知書（様式第４号）により当該提出をした者に通知する。

（ぬくもりの木で家づくり事業確認依頼書の提出）

第８条　前条第１項による交付決定通知を受けた者は、原則として主要構造部材の調査ができる棟上げ１０日前までに、鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業確認依頼書（様式第５号）（以下「確認依頼書」という。）に、関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

２　確認依頼書には、次の各号に掲げる書類を添付する。

（１）　県産材使用証明書（様式第６号）

（２）　県産材納材証明書（様式第７号）

（３）　町産材については、伐採から製材までの木材の流通が町産材であることが確認できる書類

（４）　木材利用材積計算書（様式第８号）。ただし、同等の内容の記載のある既存の様式がある場合は、その様式での提出も認めるものとする。

（５）　納材業者から入荷した町産材・県産材の確認写真

（６）　補助金の対象となる町産材・県産材の施工箇所を示した確認写真

（７）　構造見学会実施確約書（様式第９号）（構造見学会を実施する場合のみ）

（８）　その他町長が必要と認める書類

３　前２項の規定にかかわらず、交付予定通知を行った建売住宅で、利用材積に非構造部材を計上しない場合は棟上げの１０日前、利用材積に非構造部材を計上する場合は当該非構造部材の施工が完了した１０日以内に売買契約が成立していないときは、販売者は、鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業建売住宅確認依頼書（様式第１０号）（以下「建売住宅確認依頼書」という。）に前項各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（ぬくもりの木で家づくり事業実績報告書）

第９条　前条の確認依頼書を提出した者は、補助金の対象となる県産材又は町産材の材積が確定し、それら部材の施工が完了した１０日以内に、鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業実績報告書（様式第１１号）（以下「実績報告書」という。）に、関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、既に前条の確認依頼書に添付し提出した関係書類であって、その内容が同一のものについては添付を省略できる。

２　実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付する。

（１）　県産材使用証明書（様式第６号）

（２）　県産材納材証明書（様式第７号）

（３）　町産材については、伐採から製材までの木材の流通が町産材であることが確認できる書類

（４）　木材利用材積計算書（様式第８号）ただし、同等の内容の記載のある既存の様式がある場合は、その様式での提出も認めるものとする。

（５）　納材業者から入荷した町産材・県産材の確認写真

（６）　補助金の対象となる町産材・県産材の施工箇所を示した確認写真

（７）　その他町長が必要と認める書類

（ぬくもりの木で家づくり事業実績確認）

第１０条　町長は、第８条第１項の確認依頼書及び前条第１項の実績報告書を受理したときは、証拠書類等を審査するとともに、現地調査を行う。この場合において、建築主及び施工業者等は、現地調査に協力するものとする。

２　町長は前項の規定にかかわらず、当該住宅が次のいずれかに該当する場合は、現地調査を省略することができる。

（１）　県産材使用証明書に記載された建築業者が、一般社団法人岡山県木材組合連合会（以下「県木連」という。）の登録する県産材サポーターを設置した県産材利用工務店であること。

（２）　県産材納材証明書に記載された製材業者又は納材業者が、県木連の登録する県産材サポーターを設置した県産材取扱店であること。

３　町長は、書類審査及び現地調査の結果、適当と認めた場合には、鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業補助金確定通知書（様式第１２号）を実績報告書を提出した者へ通知する。なお、不適当と認めた場合には、交付決定通知を取り消すものとする。

４　町長は、第８条第３項の建売住宅確認依頼書を受理したときは、前各項に準じて現地調査を行い、補助事業の要件を満たすと認める場合には、鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業実績確認通知書（様式第１３号）を、販売者に対し交付するものとする。

５　購入者は、実績確認通知書を交付した住宅の売買契約が成立したときは、速やかに交付申請を行わなければならない。この場合において、年度内に交付申請が行われないときは、補助金を交付しない。

（町産材利用推進事業補助金の交付申請及び実績確認）

第１１条　町産材利用推進事業補助金を受けようとする者は、建築する住宅の建築主が、ぬくもりの木で家づくり事業補助金の確定通知を受けた後に、「鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業（町産材利用推進事業）補助金交付申請書（様式第１４号）」（以下「町産材利用推進事業申請書」という。）に関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

２　町産材利用推進事業申請書には次の各号に掲げる書類を添付する。

（１）　建築主との工事請負契約書の写し

（２）　町産材の利用材積が確認できる書類（「県産材・鏡野町産材納材証明書」の写し等）

３　町長は、第１項の申請があったときには当該申請に係る書類を審査し、適当と認めた場合には、速やかに鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業（町産材利用推進事業）補助金交付決定及び確定通知書（様式第１５号）を当該申請者に通知する。

（補助金の支払い）

第１２条　町長は、ぬくもりの木で家づくり事業及び町産材利用推進事業補助金の交付決定者（以下「交付決定者」という。）が提出する鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業補助金請求書（様式第１６号）に基づき補助金を交付する。

（補助金の辞退）

第１３条　交付決定者が事業を辞退するときは鏡野町ぬくもりの木で家づくり事業補助金辞退届（様式第１７号）（以下「辞退届」という。）を町長に提出する。

２　町長は、辞退届を受けたときは鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業辞退届受理通知書（様式第１８号）により、辞退届を提出したものに通知する。

（補助金の交付決定の取り消し及び返還）

第１４条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

（２）　補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に違反したとき。

（その他）

第１５条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行し、平成２１年４月１日から適用する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 交付対象条件 | 補助金額 |
| ぬくもりの木で家づくり事業 | ア　県産材の使用材積　８m３以上（基本助成） | ３００，０００円 |
| イ　町産材の使用材積　８m３以上１５m３未満 | ３００，０００円 |
| ウ　町産材の使用材積　１５m３以上２５m３未満 | ６００，０００円 |
| エ　町産材の使用材積　２５m３以上３０m３未満 | ７００，０００円 |
| オ　町産材の使用材積　３０m３以上 | ９００，０００円 |
| カ～ケについては、町産材を８m３以上使用する場合のみ、各々加算する。 |
| カ　子育て世帯 | ３００，０００円 |
| キ　町内の製材所で製材した場合 | １００，０００円 |
| ク　町内の工務店で施工した場合 | ３００，０００円 |
| ケ　構造見学会を実施する場合 | １００，０００円 |
| 町産材利用推進事業 | 町産材の使用材積　８m３以上 | １m３当たり５，０００円とし、１戸当たり１５０，０００円を上限とする。ただし、１，０００円未満は切り捨てる。 |

※補助金を算定する場合の木材使用量の単位は、「m３」を用い、小数点第４位とし、端数を切り捨てる。なお、計算過程における小数点第５位以下の数値については、その数値を活用し、端数処理を行わなくてよい。

様式　略